

小児かかりつけ診療料を算定する場合の説明書

令和6年6月1日

みのしまクリニック

令和6年 診療報酬改定に係る指示により以下のお知らせをします。

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに小児科の「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

1. 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、療養上必要な指導及び診療を実施します。

1. 他の保険医療機関と連携の上、患者様が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。

1. 患者様について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じます。

1. 患者様について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行います。

1. 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に応じるとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。

1. 不適切な療育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に応じます。

1. この診療料を算定する患者様からの電話等による緊急の相談等に対して原則として当院において対応を行います。当院が止むを得ず対応できない休診日や時間外においては、松本広域救急医療体制に日常的に協力している常勤医がいる医療機関に対する例外規定により、以下の医療機関をご利用下さい。

◎松本市小児科内科夜間急病センター、小児科二次救急病院（輪番 365 日対応）

◎当院提携先病院（小児科ないし救急科、50 音順）相沢病院、安曇野赤十字病院、県立こども病院、中信松本病院（5 月からは松本病院）、松本市立病院、松本協立病院。なお松本医療圏以外の方は最寄りの救急病院をご利用ください。◎電話での相談 小児救急電話相談 #8000